

五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年2月18日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

こども課

3. 監査の期間

令和3年12月27日～令和4年1月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 保健センターは消防法で定められた防火対象物であり、定期的に消防訓練を行う義務があるが、実施されているのは避難誘導訓練のみで、消火訓練及び通報訓練が行われていない。消防計画に基づき、適正な防火管理に努められたい。	ご指摘のとおり、保健センター内での消火訓練や通報訓練を実施しておりませんでした。今後は、避難誘導訓練だけでなく定期的に消火訓練及び通報訓練も実施し、消防計画に基づいて適正に防火管理を行ってまいります。
② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）とした業務委託において、五泉市契約事務規則第4条第4項に規定された公表が、ホームページ上でされていないものが多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	ご指摘のとおり、政策目的随意契約でホームページでの公表を行っていないものがありました。これらにつきましては、速やかに契約の締結状況をホームページに掲載いたしました。今後はこのような事のないように適切な事務処理に努めてまいります。